

税理士試験に合格するための学校 [問題集] 法人税法Ⅱ 【平成28年度版】 (2015年12月29日 初版 第1刷)

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。

お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。

なお、弊社HP【「ネットスクール」検索→「読者の方へ」】にて訂正資料等の最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいませようお願いいたします。

2016. 5. 20

ページ	訂正箇所	誤	正	備考
5-31	解答15 1(1)③(ロ)	$346,100,000 + (346,100,000 \times 0.2 \times 30\%) = 366,866,000$ 円	$346,100,000 + (346,100,000 \times 0.25 \times 30\%) = 372,057,500$ 円	2016. 2. 9
9-22	解答6〈当期〉別表四解答	加算項目(金額欄、留保欄)特別勘定取崩もれ <u>2,675,000</u>	加算項目(金額欄、留保欄)特別勘定取崩もれ <u>3,200,000</u>	2016. 2. 9
5-4	問題3(4)の金額	当期前3期分の試験研究費の額の平均額 <u>41,800,000</u> 円	当期前3期分の試験研究費の額の平均額 <u>42,900,000</u> 円	2016. 3. 8
5-21	解答3 3(1)①(イ)及び(ロ)	(イ) 当期試験研究費 <u>82,500,000</u> (ロ) 比較試験研究費 <u>41,800,000</u>	(イ) 当期試験研究費 <u>83,600,000</u> (ロ) 比較試験研究費 <u>42,900,000</u>	2016. 3. 8
5-22	解答3 3(2)①(イ)	(イ) 当期試験研究費 <u>82,500,000</u>	(イ) 当期試験研究費 <u>83,600,000</u>	2016. 3. 8
16-1	目次内容	問題4: 過小資本税制(基本) 問題5: 過小資本税制(受取配当等の益金不算入との関係) 問題6: タックスヘイブン税制(基本) 問題7: タックスヘイブン税制(外国税額控除との関係)	問題4を削除 問題5を削除 問題4: タックスヘイブン税制(基本) 問題5: タックスヘイブン税制(外国税額控除との関係)	2016. 5. 16
19-8	問題6 資料6の表中	A社「うち接待飲食費(円)」欄の金額: <u>10,000,000</u>	A社「うち接待飲食費(円)」欄の金額: <u>8,000,000</u>	2016. 5. 16
19-19	5. 交際費等に関する事項	1(1)① 接待飲食費 <u><math>10,000,000 + 5,000,000 + 2,000,000 = 17,000,000</math></u> ② ①以外 $11,000,000 + 6,000,000 + 3,000,000 - 17,000,000 = 3,000,000$ 円 (2)① 接待飲食費基準額 $(1)① \times 50\% = 8,500,000$ 円 ③ ① $\geq$ ② $\therefore$ <u>8,500,000</u> 円 (3) 損金不算入額 $(1) - (2) = 11,500,000$ 円 2(1) 連結親法人A社 <u><math>11,000,000 - 10,000,000 \times 50\% = 6,000,000</math></u> 円 (2) 連結子法人B社 <u><math>6,000,000 - 5,000,000 \times 50\% = 3,500,000</math></u> 円 (3) 連結子法人C社 <u><math>3,000,000 - 2,000,000 \times 50\% = 2,000,000</math></u> 円	1(1)① 接待飲食費 <u><math>8,000,000 + 5,000,000 + 2,000,000 = 15,000,000</math></u> 円 ② ①以外 $11,000,000 + 6,000,000 + 3,000,000 - 15,000,000 = 5,000,000$ 円 (2)① 接待飲食費基準額 $(1)① \times 50\% = 7,500,000$ 円 ③ ① $\leq$ ② $\therefore$ <u>8,000,000</u> 円 (3) 損金不算入額 $(1) - (2) = 12,000,000$ 円 2(1) 連結親法人A社 <u><math>12,000,000 \times \frac{11,000,000}{20,000,000} = 6,600,000</math></u> 円 (2) 連結子法人B社 <u><math>12,000,000 \times \frac{6,000,000}{20,000,000} = 3,600,000</math></u> 円 (3) 連結子法人C社 <u><math>12,000,000 \times \frac{3,000,000}{20,000,000} = 1,800,000</math></u> 円	2016. 5. 16
19-20	解説 ⑤の2~4行目	本問の帰属額の計算は、損金不算入額を接待飲食費基準額により計算しているため、各連結法人の支出交際費等の額が接待飲食費の額の50%を超える部分の金額を求める計算となります。	左記を削除	2016. 5. 16